

2021年度

地域団体商標海外展開支援事業

【公募要領】

応募受付期間

2021年4月13日（火）～4月30日（金）

独立行政法人日本貿易振興機構  
イノベーション・知的財産部 知的財産課

## 【目次】

1. 事業の目的	P. 3
2. 支援対象	P. 3
3. 事業概要	P. 4
4. 支援コース	P. 4
5. 支援概要	P. 5
6. 支出可能経費	P. 7
7. 予算・採択件数	P. 8
8. 申請手続き・採択について	P. 8
9. お問い合わせ先	P. 9

別添申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙

### 【重要】

2021年度より一部の支出可能経費について新たに自己負担が導入されます。詳しくは P.7 の「赤字部分」をご参照ください。

2021年度  
地域団体商標海外展開支援事業  
【公募要領】

2021年4月  
独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、「地域団体商標海外展開支援事業」として、以下の要領のとおり2021年度の支援対象者を募集します。

**1. 事業の目的**

本事業は、地域団体商標に係る商品やサービスの海外展開において、海外向けブランディング戦略の立案から、海外でのプロモーション・販路開拓活動の実施、および海外における知的財産の保護・活用までハンズオンで支援を行い、地域の産業活性化や地域資源の一層の活用を促進することを目的としています。

**2. 支援対象**

本事業の支援対象者は以下に該当する者とします。

(1) 日本国において地域団体商標を保有する団体（以下「地域団体商標登録団体」という。）のうち、以下のいずれの要件にも該当する事業団体を対象とします。

- ① 展開先の国で既に事業を実施又は今後事業の実施を検討している団体
- ② 展開先の国で既に商標出願をしている若しくは商標登録を有している又は今後商標出願を検討する意思がある団体
- ③ 本事業による支援終了後も、地域団体商標を維持する意思がある団体（支援期間中に存続期間の満了日を迎える場合は、更新の手続を行うこと）

(2) なお、インバウンド観光誘客に資する展開を目的とする地域団体商標登録団体は支援対象外とします。

また、本事業の支援対象者は以下の要件を満たすこととします。

(1) 地域団体商標登録団体が国内外の法令に反する行為、公序良俗に反する等の問題を抱えていないこと。

(2) 地域団体商標登録団体が反社会勢力でないこと、反社会勢力と関係を有していないこと。また、反社会勢力から資金提供を行っていない及び受けていないこと。

### 3. 事業概要

採択後に、ジェットロは「海外ブランド推進委員会」を立ち上げた上で、年間事業実施計画を協議、決定していきます。「海外ブランド推進委員会」には事務局を務めるジェットロ国内事務所の他、支援対象の地域団体商標登録団体（以下「支援団体」という。）、ブランディングノウハウに習熟した外部専門家（以下「ブランドプロデューサー」という。）が参加し、支援団体のニーズ、取組段階の状況等に応じて、以下の2通りの支援コースを用意し、A、Bいずれかのコースの支援を実施します。

※ブランドプロデューサーは別途ジェットロが公募し、1支援団体につき1名を委嘱します。

※新型コロナウイルスの影響等の海外情勢により、事業の延期・中止をお願いさせていただく場合もございます。

- A コース      **ブランド戦略策定支援（初年度のみ選択可）**  
B コース      **プロモーション・販路開拓活動支援**

### 4. 支援コース

**A コース. ブランド戦略策定支援（初年度のみ選択可）**

**主に、海外の市場や競合商品等を踏まえたブランド戦略策定を支援します。**

海外ブランド推進委員会での協議・決定のもと、以下に掲げる支援を実施し、支援団体が保有する地域団体商標に係る商品やサービスが有する特長を踏まえて、海外（又は特定国）の市場や競合商品を分析し、海外展開拡大における有効なブランド戦略案策定支援を実施します。

#### 【具体的な支援例】

- ・ブランドプロデューサーによる海外ブランド戦略策定支援  
    ※ブランディング手法に関する組合員の基礎理解を促進するとともに、支援団体とともに、海外市場や競合商品等を踏まえたブランド戦略案を策定する。
- ・海外市場視察・海外市場調査（調査会社等第三者への委託による調査を含む）
- ・海外展開に資する国内外イベント・見本市等への参加
- ・上記の他、戦略の策定に必要となる支援。ただし、本事業での支援内容としての実施可否については、特許庁と協議の上、決定します。

**B コース. プロモーション・販路開拓活動支援**

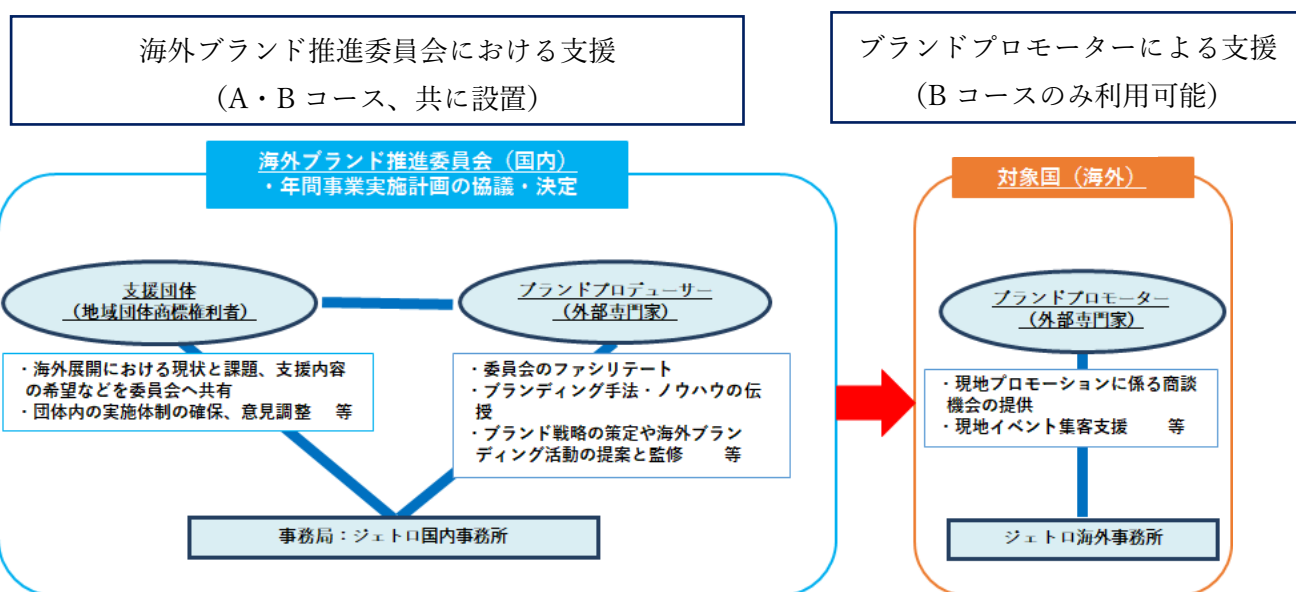
**主に、既存のブランド戦略に基づき、海外でのブランディング活動および販路開拓活動を支援します。**

海外ブランド推進委員会での協議・決定のもと、以下に掲げる支援を実施し、支援団体が保有する地域団体商標に係る商品やサービスの海外向けプロモーションの実施、および、販路開拓活動等を実施します。

【具体的な支援例】

- ・ブランドプロデューサーによる海外プロモーション・販路開拓活動計画策定支援
  - ※ブランド戦略に基づいた有効なPR事業の提案、課題の整理および解決策の提示、中長期的事業提案等を行う。
- ・対象国における対象商品の市場に精通した外部専門家（以下、「ブランドプロモーター」という。）による現地活動支援
  - ※現地プロモーション事業に係る商談機会の提供、現地イベント集客等の業務委託を行う。
- ・プロモーション媒体・ロゴ等作成
- ・海外メディア・インフルエンサー・バイヤー等招聘
- ・海外展開に資する国内外イベント・見本市等への参加
- ・上記の他、プロモーション及び販路開拓活動に必要な支援。ただし、本事業での支援対象内容としての実施可否については、特許庁と協議の上、決定します。

5. 支援概要



知財戦略策定の支援概要 (A・Bコース、共に支援)

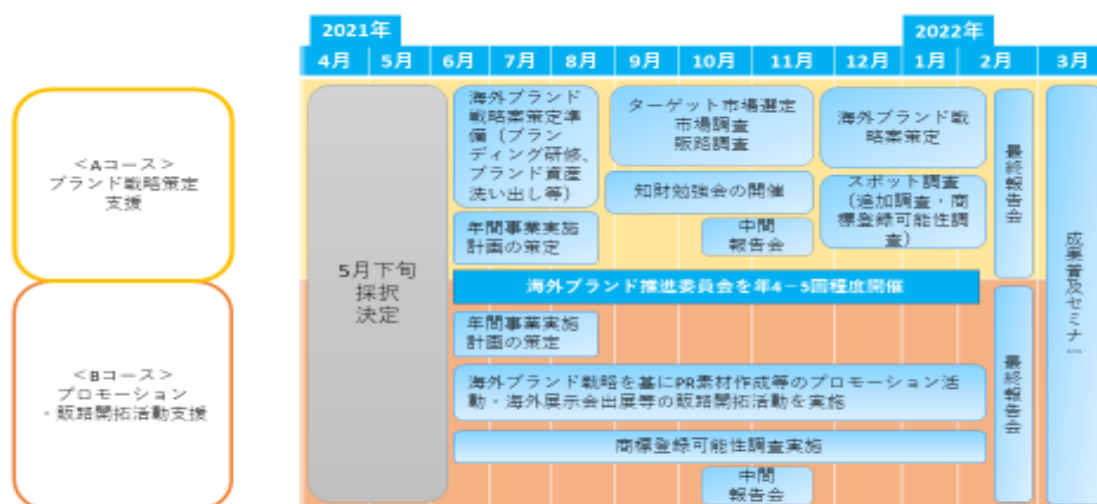
○地域団体商標に係る商品やサービスの海外展開拡大を支援するために、知財活用の観点から、以下に掲げる支援を実施し、支援団体の知財意識を醸成するための支援を実施します。

【具体的な支援例】

- ・知財の権利保護・活用に関する勉強会
- ・海外での出願に際する商標先行登録調査
  - ※申請時にA、Bいずれかの支援コースを選択下さい。ただし、Aコースは本事業に

よる支援を初めて受ける者のみが選択できます。また採択後、支援団体の取組の状況等に応じ、支援コースの内容等の組み換え、変更が行われる場合があります。

<実施スケジュール（予定）>



※10月頃に各案件の中間報告会を実施する可能性があります。

※本事業の成果普及を目的として3月に一般向けセミナーを開催するため、各案件担当者より事業結果の発表をお願いすることがあります。

【他の支援事業の利用】

上記の支援事業に加え、各支援団体においては、ジェトロ イノベーション・知的財産部の提供する他の支援事業についてもご利用を検討頂くとともに、原則として、対象国における早期の商標登録出願を推奨します。

<個別相談>

例えば外国への商標登録出願前に留意すべき点など、支援団体が抱える相談に対応します。

<中小企業等外国出願支援事業>

中小企業等に対して、日本国内での出願又は登録商標と同内容の外国への商標登録出願にかかる費用の半額を助成します。詳細は下記 URL をご覧ください。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

※中小企業等外国出願支援事業については、上記リンク先は募集終了の表示となっておりますが、2021年度も実施予定です。

- ※他の支援事業のご利用に際しては、それぞれの募集要項をご確認の上、ご応募下さい。
- ※他の支援事業についても、それぞれで採択の手続きが行われます。本事業の支援団体であることをもって、他の支援事業の採択が確約されることはありません。
- ※その他、地方公共団体や日本商工会議所等でも、支援事業を実施しておりますので、適宜ご参照ください。

## 6. 支出可能経費

採択決定後、本事業に係る経費はジェトロの規程に基づき、ジェトロ国内事務所が支出します。

### (1) 謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家・有識者に謝礼として、謝金を支払うことができます。（ブランドプロデューサーへの謝金及びブランドプロモーターへの謝金は除きます。）

### (2) 旅費

- ① 支援団体が事業遂行に必要なイベントや打ち合わせ等に参加する場合、本事業の遂行に必要とジェトロが認める者の航空券代、宿泊費（素泊まり分実費）及び交通費を支払うことができます。ただし、海外旅費の支出にあたってはジェトロ国内事務所（本部を含む）と海外渡航に係る覚書を締結する必要があります。
- ② イベント（セミナー、商談会、調査等）にバイヤー、メディア関係者等を招聘する場合、招聘者に対し、事業遂行に必要と認める者の航空券代、宿泊費（素泊まり分実費）及び交通費を支払うことができます。

### (3) 事業費

事業遂行に必要な以下の経費を支出することができます。

#### ① 備品レンタル費及び会場費等

例) 備品レンタル費及び会場借り上げ費

広報用ブースのための展示会出展費（商談のため、展示会、見本市に出展する場合は、その関連経費について自己負担が発生します。）

国内外での知財活用ビジネス商談会の開催に要する費用（当該商談会を開催する場合、その関連経費について自己負担が発生します。）

アジア地域で開催する場合、その関連経費の「3分の2」は自己負担（残り「3分の1」のみ補助）となり、その他地域（北米、中南米、欧州、ロシア CIS、中東アフリカ、大洋州）で開催する場合、その関連経費の「2分の1」は自己負担（残り「2分の1」のみ補助）となります。2020年度以前と運用が変更となりますので、ご注意ください。

イベント参加費等

- ② 資料作成費
  - 例) P R 資料作成に係る費用及び印刷製本費  
郵便輸送費 等
- ③ 制作物に係る委託費
  - 例) 海外向けウェブサイト制作費  
海外向け P R 資料作成費 等
- ④ 調査費
  - 例) 海外マーケティング調査に係る委託費  
外国における商標先行登録調査に係る委託費

⑤ 通信連絡費

⑥ 翻訳・通訳費

⑦ その他本事業遂行に必要と認められる経費

※何れの経費についても、海外ブランド推進委員会において本事業に必要な経費と認められる場合に限り、ジェトロの規程に基づき、支払うことができます。また、本事業に関係のないと見なされる支出は対象となりません。

※採択決定日より 2022 年 2 月末日までに発生した費用が対象となります。

※ジェトロ本部において、公募により採択されたブランドプロデューサーと契約し、採択団体につき 1 名を嘱託する予定です。

## 7. 予算・採択件数

### (1) 予算

- ・ 1 団体につき、300 万円を上限とします。
- ・ ブランドプロデューサーおよびブランドプロモーターに係る費用については、上記金額に含まれません。

### (2) 採択件数

- ・ 4 件程度。
- ※応募状況により変更する可能性があります。

## 8. 申請手続き・採択について

管轄地のジェトロ国内事務所（本部を含む）への事前相談を行った上で、以下に記載する提出書類を郵送または電子メールにてご提出ください。

### (1) 申請について

- ・ 申請書類提出先：

【郵送の場合】（原本）〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
ジェトロ イノベーション・知的財産部 知的財産課  
地域団体商標海外展開支援事業担当（藤岡・森田・藤本）



(コピー) 管轄地のジェトロ国内事務所

【電子メールの場合】 CHIDAN@jetro. go. jp

・提出書類：

① 様式第1 (申請書表紙)、申請書及び別添書類一式 (組織概要や商品パンフレット等)

② 商標登録証もしくはそれに準ずる資料 (写し)

・ **申請締切：2021年4月30日 (金) 17時必着**

- ・ 本事業は2021年度特許庁予算事業であることから、特許庁予算の交付が決定されたのち、支援対象団体を採択いたします。
- ・ 申請書類提出前に主たる所在地 (生産地) を所管するジェトロ国内事務所 (本部を含む) に連絡し、申請内容等について面談等を持ってください。
- ・ 同一の団体が、同一又は類似の内容で本制度以外の国 (独立行政法人を含む) の補助事業や委託事業と併願している場合等には、重複して採択することはできませんので、ご注意ください。

(2) 採択について

- ・ 別表の採択基準表にて定める項目に基づき、ジェトロが委託した外部有識者等による審査を行います。
- ・ 審査結果については、**5月下旬**を目途にジェトロから申請者宛に通知します。また、採択となった場合には、結果をジェトロのホームページ上に公表します。なお、審査結果については、個別のお問い合わせにはご回答いたしかねますので、予めご了承ください。

## 9. お問い合わせ先

イノベーション・知的財産部 知的財産課 (担当：藤岡・森田・藤本)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

電子メール：CHIDAN@jetro. go. jp

ホームページ：<http://www.jetro. go. jp/indexj. html>

以上